資料２－４

第１２５回東海市長会通常総会

決　　議

平成２９年１０月１３日

東　海　市　長　会

決議案第１号

地方財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、少子高齢化や、防災・減災対策など喫緊の課題への対応に必要となる財政需要が増加の一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている中、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスの持続的な提供や、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組みなど新たな行政課題に的確に対応していくことが求められており、これには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこととし、年々急増、多様化する都市自治体の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。

なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

３．社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、雇用対策など、都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税の恒常的な財源不足を臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立するため、法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

また、地方交付税のトップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことから、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

４．法人住民税は都市自治体の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。

また、法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改

革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならず、しかも一部の都市自治体では財政運営に悪影響が見込まれることから、偏在是正のあり方について市町村の意見を十分に踏まえながら検討を行うこと。

5．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

6．固定資産税については、市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であるため、平成２８年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、減免期間終了後は本来の課税制度とし、これを堅持するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

7．「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成３１年１０月に延期された消費税・地方消費税１０％への引上げを確実に行うとともに、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないよう、必要な財源を確保すること。

8．消費税軽減税率制度の導入にあたっては、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると約３割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

9．合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事業を取り巻く状況に鑑み、合併特例債を活用して新市町村建設計画に掲載した事業が確実に完了できるよう特例債の適用期間をさらに５年間延長すること。

１０．都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減しないこと。

１１．森林環境税（仮称）については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確にしたうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な税源確保の仕組みや、対象森林の用途利用の拡充など、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な制度設計を進めること。

また、各府県で既に導入されている独自課税との関係を整理し、市町村と府県が連携して事業に取り組めるような仕組みとすること。

１２．子ども・子育て支援新制度、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。

１３．障害者総合支援法に基づく事業の給付額が急増しており、制度継続のためには国の財政支援措置の更なる拡充が不可欠であり、負担率を現行の国１／２、県・市各１／４から国３／４、県・市各１／８となるよう見直すとともに保険制度への移行など障がい者施策に係る持続的な財政基盤制度を構築すること。

１４．介護現場で働く職員及び保育士については、社会的に不可欠かつ責任の重い業務でありながら、他業種と比べ給与水準が低く人材不足の大きな要因となっており、更なる処遇改善を図るための支援措置の拡充等に取り組むこと。

１５．国保財政が厳しい状況にあるなかで、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、さらなる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

さらに、子ども医療費助成にかかる国庫負担金減額調整措置については、今後、全面的に廃止するとともに、その範囲を福祉医療費全般に拡大すること。

１６．地域医療・不採算医療や保健衛生行政を維持するためには公立病院の経営安定が重要であるが、病院経営を圧迫している原因のひとつである控除対象外消費税の問題を解消するためには、消費税率改定時の診療報酬への上乗せだけでは十分とはいえず、また、一律の上乗せでは、各病院の経営形態の差異に対応できるものではないため、上乗せ分を上回る仕入消費税額の負担には、その全額を控除又は還付できるよう制度を改正すること。

１７．学校施設環境改善交付金については、大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じるとともに、交付金の内示については、年度当初の早期に通知すること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、小規模改修工事、プール等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡充、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価に引上げを行うこと。

１８．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、円滑に進められるよう十分な財政措置を講じること。

１９．地域が真に必要とする道路整備が計画的に進むよう社会資本整備総合交付金をはじめとする道路関係予算を増額確保するとともに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく国庫補助率等の嵩上げ措置の継続拡充を図ること。

以上決議する。

平成２９年１０月１３日

東海市長会

決議案第２号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．都市自治体が取り組む、公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策、さらには、民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するため、財源措置を拡充・強化すること。

３．南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

４．津波対策として、企業や住宅、公共施設等の移転を進めるため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

５．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

６．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

７．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

８．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

９．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

１０．災害対応等の活動が円滑に行えるよう、消防用車両の更新や隣接自治体との共同整備についても交付税措置や緊急防災・減災事業債の対象とするなど、早急に支援制度を構築すること。

１１．同報系防災行政無線の円滑なデジタル化について、無線システム普及支援事業費補助金の対象とするなど、補助制度の拡充を図ること。

１２．木造住宅耐震化対策を推進するため、補助制度を継続するとともに、社会資本整備総合交付金の上乗せ制度を復活すること。

１３．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上決議する。

平成２９年１０月１３日

東海市長会

ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障害者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、現行と同等の代替財源を地方交付税や受益者の寄附金、ふるさと納税を活用して措置しつつ廃止すべきとの議論があるが、地方交付税により国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、まして寄附金やふるさと納税に至っては、安定的でも恒久的でもなく、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性ある財源としては考えられない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

平成２９年１０月１３日

東海市長会